

第44回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成27年10月30日（金）15時00分～16時15分

場 所 生駒市コミュニティセンター203・204 会議室

【出席者（敬称略）】

[委 員] 下村敏博、風間規男、小森山議、天野良子、寒川 昇

[実施機関] 国保医療課課長補佐：岡田 敬、市民課課長補佐：久保悟史、情報政策課情報システム係長：小北敦志

[事務局] 総務課長：奥村直幸、同課長補佐：吉本直樹、同課情報統計係主査：乾 誠

【配付資料】

1 会議次第

2 資料1「実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機と、本市の実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを結合することについて」

（介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金の収納に係るゆうちょ銀行の口座振替の運用にあたり、本市の電子計算機と金融機関等の電子計算機とを結合することについて）（国保医療課ほか）

3 資料2「実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機と、本市の実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを結合することについて」

（コンビニエンスストアのキオスク端末にて証明書等の交付事業における通信回線による結合について）（市民課）

4 委員名簿

【審議事項】

1. 委員紹介

事務局から委員の紹介があった。

2. 報告案件

- (1) 「実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と、本市の実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを結合することについて」

（介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金の収納に係るゆうちょ銀行の口座振替の運用にあたり、本市の電子計算機と金融機関等の電子計算機とを結合することについて）（国保医療課ほか）

介護保険課、国保医療課、下水道課の3課へ収納される保険料や受益者負担金の収納業務にかかり、これまで、ゆうちょ銀行での口座振替を指定された納付者のデータについては、口座振替に必要な口座名義人や口座番号などのデータを市職員がフロッピーディスク（FD）に保存し、ゆうちょ銀行の職員に各窓口において、直接手渡しする手法を行っていたが、平成27年6月、ゆうちょ銀行から、口座振替による納付に係るフロッピーディスクでのデータの授受については、本年11月に廃止するとの通知があった。その代替方法として、市として、経費がかからず、かつ安全な手法を検討した結果、平成17年7月25日に本審議会が行った「市税の収納事務に係る口座振替データの運用に当たり、実施機関の個人情報処理する電子計算機と、日本郵政公社及び指定金融機関である南都銀行の管理する電子計算機とを結合することについて」の答申により、「適当なものと認める」とし、以後、収税課で現在も用いている手法であるこの方法を今回も用いて伝送方法とするものであるとの説明があった。

本件の手法では、データの送受信において、通信回線はNTTの専用電話回線（ISDN回線）を用い、ゆうちょ銀行側は、電話番号による相手番号識別着信機能を備えたシステムを備えており、接続相手を電話番号、パスワード及びユーザーIDで認証することにより接続可能となる。また、送受信には、引き続き、市のネットワークと切り離された専用パソコン

ンを利用することとし、平成17年の市税収納事務に係る実稼働以後、セキュリティ等にトラブルもない状況である。

過去に答申を行って稼働している収税課の業務に加えて、介護保険課・国保医療課・下水道課の業務に、同手法を取り入れるという事で、報告案件とさせていただき事務局から報告があった。

質疑では、セキュリティ上のパスワードの管理体制、既存業務でのFDの管理方法などについて質疑があり、実施機関から説明があった。

審議の結果、報告案件として処理することを了承した。

(2)「実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と、本市の実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを結合することについて」

（コンビニエンスストアのキオスク端末にて証明書等の交付事業における通信回線による結合について）（市民課）

これまで生駒市では、住民サービスの一環として、「住基カード」を用いて、コンビニエンスストアのキオスク端末（多機能端末）で、各種証明書（①住民票の写し、②印鑑登録証明書、③戸籍証明書、④住民票記載事項証明書、⑤所得・課税（非課税）証明書）の交付サービスを行っている。これは本審議会が平成22年8月2日付けで行った「コンビニエンスストアのキオスク端末にて証明書等の交付事業における通信回線による結合について」の答申により、「適当なものと認める」とし、以後、市民課において業務を開始したサービスである。

このたび「個人番号カード」が申請者に交付される事に伴い、システムの提供元である地方公共団体情報システム機構は、「個人番号カード」でもコンビニ交付サービスを提供できるよう、個人番号カードに新たに搭載される電子証明書（利用者証明用電子証明書）を利用する方式をシステムに機能追加するため、生駒市においても、平成28年1月から、

これまでの住基カードに加えて、「個人番号カード」でも同様の証明書発行サービスを利用できるよう同機能を利用するものである。

変更点は、従前の住基カードでの証明書交付サービスでは、利用者本人の認証を本市の電子計算機で行うのに対し、「個人番号カード」では地方公共団体情報システム機構の「公的個人認証サービスセンター」で行うこととなるという点である。なお、セキュリティ対策等には、特に変更を伴うものではない。

過去に答申を行って稼働している市民課の業務に、個人番号カードを用いるための機能を追加し、発行業務を継続して行うという事で、報告案件とさせていただき事務局から報告があった。

引き続き、実施機関である市民課から、今回のマイナンバー制度の概要、個人番号カードの交付申請方法について補足説明があり、交付申請は、窓口、郵送、スマートフォン、パソコン等で行える。なお、個人番号カード利用促進の観点から、市民課窓口において、交付申請書での受付、申請者のスマートフォンでの交付申請補助、状況により申請用タブレットの設置を予定している。また、市民課窓口付近にもコンビニエンスストアに設置している専用端末と同機器を設置する旨の説明があった。

質疑では、これまでの住基カードと個人番号カードの証明書等発行手数料の変更はないのか、また、今回の認証局が公的なものなのか、個人番号カードのパスワードの認証方法等についての質疑があり、実施機関から説明があった。

その他、委員から、高齢化が進む中で、特に独居の高齢者に配布される個人番号カードについて、利用及び管理面等に懸念もあるとの意見があった。

審議の結果、報告案件として処理することを了承した。

3. その他

なし

[会議録]

会議録については、「案」ができ次第委員へ送付する。

閉会